

四日市市告示第 1 5 1 号

四日市市市民自主運行バス事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市市民自主運行バス事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市市民自主運行バス事業補助金交付要綱（平成 1 5 年四日市市告示第 9 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前									
<p>（補助金の額）</p> <p>第 3 条 補助金の額は、予算の範囲内で、別表に定める補助基準額と<u>運行経費</u>の 2 分の 1 とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>別表（第 3 条関係）</p> <table border="1"><tr><td>補助基準額</td><td>月額 <u>5 0 0, 0 0 0 円</u></td></tr><tr><td><u>運行経費</u></td><td>バスの運行経費</td></tr></table>		補助基準額	月額 <u>5 0 0, 0 0 0 円</u>	<u>運行経費</u>	バスの運行経費	<p>（補助金の額）</p> <p>第 3 条 補助金の額は、予算の範囲内で、別表に定める補助基準額と<u>運行欠損額</u>の 2 分の 1 とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>別表（第 3 条関係）</p> <table border="1"><tr><td>補助基準額</td><td>月額 <u>3 5 0, 0 0 0 円</u></td></tr><tr><td><u>運行欠損額</u></td><td>バスの運行経費から<u>運賃収入を減じた額</u></td></tr></table>		補助基準額	月額 <u>3 5 0, 0 0 0 円</u>	<u>運行欠損額</u>	バスの運行経費から <u>運賃収入を減じた額</u>
補助基準額	月額 <u>5 0 0, 0 0 0 円</u>										
<u>運行経費</u>	バスの運行経費										
補助基準額	月額 <u>3 5 0, 0 0 0 円</u>										
<u>運行欠損額</u>	バスの運行経費から <u>運賃収入を減じた額</u>										

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

（都市整備部都市計画課）